

個人会員規約 新旧対照表

改正部分は青字アンダーラインの箇所である。

改訂前 (2023年2月28日付)	改定後 (2023年12月8日付)
<p>(入会費および年会費) 第4条 一般会員は、本条に定めるところに従い、<u>入会費及び年会費</u>(以下総称して「会費」という)を支払わなければならない。 2 年会費の対象期間は入会日から翌年の<u>応当日</u>までとする。 3 会費は入会時及び更新時に選択した方法により、速やかに収納されるものとする。 4 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 入会費 なし (2) 年会費 10,000円(<u>非課税</u>)</p> <p>(有効期間と更新) 第6条 一般会員登録の有効期間は、入会日から翌年の<u>入会日相応日前日</u>までの1年間(以下「初年度」という)とし、一般会員から退会の申し出があった場合又は更新時に会費決済が行えなかった場合、本規約第12条に基づき一般会員資格を喪失した場合を除き、自動更新される。 2 一般会員の更新後の有効期間は、旧有効期間の最終日の翌日から、<u>翌年の応当日の属する月の前月の末日まで</u>とする。</p> <p>(退会) 第7条 個人会員は、所定の様式にて届け出ることにより、任意に退会することができる。但し、退会の<u>2週間以上</u>前に、当協会に対して退会の旨の予告をするものとする。</p> <p>(個人会員の責務) 第11条 個人会員は、本規約、その他本協会が定める規約、並びに、ベネフィットプラン毎に定められた利用方法の他、以下に掲げる禁止行為を行わない等、一般的なマナー、モラル及びルールを遵守する。 (16)他の個人会員の個人情報を収集・蓄積する行為 (17)反社会的勢力と関わる行為 (18)その他公序良俗若しくは一般常識に著しく反する行為、又は本協会が不適切と判断する行為 (19)賠償責任保険、<u>所得補償制度</u>等、一般会員が加入可能な保険を不正請求する行為</p>	<p>(入会費および年会費) 第4条 一般会員は、本条に定めるところに従い、<u>年会費</u>(以下総称して「会費」という)を支払わなければならない。 2 年会費の対象期間は入会日から翌年の<u>入会日前日</u>までとする。 3 会費は入会時及び更新時に選択した方法により、速やかに収納されるものとする。 4 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 入会費 なし (2) 年会費 10,000円(<u>不課税</u>)</p> <p>(有効期間と更新) 第6条 一般会員登録の有効期間は、入会日から翌年の<u>入会日前日</u>までの1年間(以下「初年度」という)とし、一般会員から退会の申し出があった場合又は更新時に会費決済が行えなかった場合、本規約第12条に基づき一般会員資格を喪失した場合を除き、自動更新される。 2 一般会員の更新後の有効期間は、旧有効期間の最終日の翌日から<u>1年間</u>とする。</p> <p>(退会) 第7条 個人会員は、所定の様式にて届け出ることにより、任意に退会することができる。但し、退会の<u>4営業日</u>前に、当協会に対して退会の旨の予告をするものとする。</p> <p>(個人会員の責務) 第11条 個人会員は、本規約、その他本協会が定める規約、並びに、ベネフィットプラン毎に定められた利用方法の他、以下に掲げる禁止行為を行わない等、一般的なマナー、モラル及びルールを遵守する。 (16)他の個人会員の個人情報を収集・蓄積する行為(<u>フリーランスDBに掲載される連絡先を含む</u>) (17)<u>他の個人会員の個人情報を利用した一方的な営業・勧誘行為(フリーランスDBに掲載される連絡先を含む)</u> (18)反社会的勢力と関わる行為 (19)その他公序良俗若しくは一般常識に著しく反する行為、又は本協会が不適切と判断する行為 (20)賠償責任保険、<u>収入・ケガ・介護の保険</u>等、一般会員が加入可能な保険を不正請求する行為</p>